

湖南省議会基本条例の検証報告

令和7年（2025年）5月2日

湖南省議会

議会改革推進特別委員会

委員長 森 淳

1 はじめに

平成24年6月定例会において可決し、同年7月1日から施行した湖南省議会基本条例（以下「条例」という。）は、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的として制定し、その最高規範性を条例第23条で規定している。

また、条例第25条においては、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとして、継続的な検討を規定している。

そこで、令和5年11月の議会組織改編後の議会改革推進特別委員会において、本条例が、市民の意見や社会情勢の変化に応えるものとなっているのか、また議会及び議員が本条例の目的を達成できているのか検証を行った。ここにその検証結果を報告するものである。

2 議会改革推進特別委員会

任期 令和5年（2023年）11月10日～

委員長 森 淳

副委員長 副田悦子

委員 堀田繁樹

委員 奥村幹郎

委員 永田誠治

委員 川波忠臣

議長 上野顕介

事務局 山岡展也

3 検証の実施状況

令和5年12月13日（水） 第2回議会改革推進特別委員会（検証について）

令和6年2月16日（金） 正副委員長協議（検証の方法について）

令和6年3月13日（水） 第3回議会改革推進特別委員会
（検証の方法及びスケジュールについて）

令和 6 年 3 月 13 日 (水)	正副委員長協議 (検証の方法について)
令和 6 年 4 月 3 日 (水)	正副委員長協議 (検証の方法について)
令和 6 年 5 月 1 日 (水)	正副委員長協議 (検証の方法について)
令和 6 年 5 月 8 日 (水)	第 4 回議会改革推進特別委員会 (検証の方法及びスケジュールについて)
令和 6 年 6 月 20 日 (木)	正副委員長協議 (検証の方法について)
令和 6 年 6 月 24 日 (月)	第 5 回議会改革推進特別委員会 (条例前文から第 4 条の検証)
令和 6 年 7 月 29 日 (月)	第 6 回議会改革推進特別委員会 (条例第 5 条から第 8 条の検証)
令和 6 年 9 月 18 日 (水)	第 8 回議会改革推進特別委員会 (条例第 9 条から第 12 条の検証)
令和 6 年 11 月 18 日 (月)	第 9 回議会改革推進特別委員会 (条例第 13 条から第 19 条の検証)
令和 6 年 12 月 18 日 (水)	第 10 回議会改革推進特別委員会 (条例第 20 条から第 25 条の検証) (委員以外の議員の意見の検証)
令和 7 年 1 月 24 日 (金)	第 11 回議会改革推進特別委員会 (基本条例検証結果の確認・前半)
令和 7 年 2 月 13 日 (木)	正副委員長協議 (全体の検証について)
令和 7 年 2 月 27 日 (木)	第 12 回議会改革推進特別委員会 (基本条例検証結果の確認・後半)
令和 7 年 4 月 14 日 (月)	正副委員長協議 (委員長報告及び条例改正案について)
令和 7 年 4 月 24 日 (木)	第 13 回議会改革推進特別委員会 (中間報告及び条例改正案の確認)

4 検証の方法

平成 24 年の条例制定に至る経緯 (原案や修正案等) について、委員各位が情報共有したうえで、他市の検証手法を参考にしながら、1 回の検証で 4 箇条程度の検証を行う検証スケジュールを作成するとともに、次の検証結果を記した検証シートにより検証に臨む。

検証結果

- 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく
- 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する
- 3 条文を改正する
- 4 その他

5 検証

前文

湖南省議会(以下「議会」という。)は、湖南省長とともに湖南市民の信託を受けて湖南省の二つの代表機関を構成している。議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、二元代表制の特性をいかし、市民の意思を市政に的確に反映させるため、互いの抑制と均衡を図りながら湖南省として最良の意思決定を導く共通の使命が課されている。

地方分権の進展にともない自治体の主体的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の役割はますます大きくなっている。

議会は、自由闊達な討議を通して、その持てる機能を十分に駆使し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を明らかにし、広く市民に積極的な情報の公開を進める。

また、市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民に開かれた議会、市民に身近な信頼される議会をめざし、市民との協働のもと、議会のめざすべき理念を達成するために、この条例を制定する。

意見

- ・「地方分権の進展にともない自治体の主体的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の役割はますます大きくなっている。」の部分が、当時と今の状況とでは違うのでは。
- ・当時の状況下で制定された条例なので特に変更の必要はない。
- ・前文の冒頭は、「議会と市長の二元代表制」の説明であり問題はない。次段は、根拠や具体的な役割については触れていないが「議会の役割が大きくなっている」ことを謳っており問題はない。しかし、後段の「論点・争点を明らかにし、広く市民に積極的な情報の公開を進める」の部分については、全国的に「自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を明らかにしない広報」が流行っているように感じる中で、文章後段の「広く市民に積極的な情報の公開を進める」の部分が強調されがちであるので、文章前段の「論点・争点を明らかにし」で終わるのも一つだと考える。最後の「市民との意見交換の場を多様に設ける」については「市民との協働のもと」ということで、概ね理念に沿って実行しているが、議論の余地はある。

結果

- ・条例制定当時は、「情報公開」や「自由討議」がその条例の核として扱われていた。
「情報公開を進める」の部分については、条例内の「情報公開」の部分にも影響があるため、条例を全て検証した後に、前文で出た意見を踏まえて再協議する。
- ・全条文の検証後に再協議した結果、
 - 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。と結論付けた。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この条例は、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

意見

- ・条文のままでよい。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条

議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を立案し、又は質問等を行うことで執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について事実に基づいてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる湖南省議会会議規則(平成 24 年湖南省議会規則第 1 号)、湖南省議会委員会条例(平成 16 年湖南省条例第 197 号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

5 議会は、市民の関心を高めるような議会運営に努めるものとする。

6 議会の委員会は次の各号により運営する。

- (1) 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。
- (2) 委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。
- (3) 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。

第 1 項

「市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視するものとする。」

意見

- ・「市長等執行機関の市政運営状況を監視するものとする。」は、「…監視し質すものとする。」の方が良いと思う。

- ・「監視」について他市では、執行機関や執行機関からの報告事項に対する質問や組合議会の報告などが位置づけされているが、そういった取り組みが「質す」ということだと思う。つまり、「質問」することで「監視」機能が果たされることになると思う。
- ・他市の例を見ていると、「監視機能」は、「チェック機能」でもあることから、市政が適正に行われているかをチェックする役割を担っていることになり、「質す」ことも「チェック」に含まれると思う。
- ・他市の例ですが、「監視及び評価」となっているところもある。
- ・「事業評価」については、条例第8条第2項に「議会は、政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする」とあり、第9条第2項に「議会は、市長が執行した事業等の評価を行わなければならない」とある。

結果

- ・3 条文を改正する。
- ・「市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。」に仮決定し、最後に再確認して決定する。
- ・全条文の検証後に再協議した結果、
3 条文を改正する。と結論付けた。

第2項

「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を自ら立案し、又は執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」

意見

- ・「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を自ら立案し、」とあるが、「議会は」の書き出しであるのに、後半に「自ら」との記載があり、議会なのか議員なのか混同する。
- ・「自ら」は集団をささない事ではない。
- ・「議会は政策立案をすることによって、執行機関に意見を提案する」とも読めるが、議員は、一般質問によって政策立案している議員活動を議会が保障していることから、「自ら」は「議会」と読み替えても良いと思うので、「必要な政策を立案し、又は質問を行うことで執行機関に意見を提案することにより…」に改正した方が良いと思う。
- ・「政策立案」と「一般質問」を同じステージと捉えたい。
- ・議会の政策立案時には、予算提案権がなく、理念政策の提案に限られる点は注意が必要だと思う。
- ・「立案」及び「提案」には、「一般質問」や議員提出議案である「意見書」、「決議」も含まれると思う。
- ・執行機関への提案は、議会も議員も委員会もすべて含まれるという解釈になると思う。
- ・「市民との協働」ということがメインテーマだと思う。
- ・「市民の多様な意見の提案」とは、請願、決議、一般質問が含まれると思うので、

「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために一般質問、決議、請願等を通して、執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」に改正した方が良いと考える。

（「必要な政策を自ら立案し」をより具体的に改正（一般質問、決議、請願等を通して））

- ・第2条は「議会の活動原則」であるが、各項のベースは第3条の「議員の活動原則」と重なっており同じ原理・原則だと思う。
- ・条文改正ではなく、条文の意味の捉え方を解説の修正により説明する方法もあると思う。
- ・神戸市議会では、「政策提言を行うものとする。」との表現にしているので、本市議会の条例においても、前段で「市民の多様な意見を把握して…政策を立案し、…提案する」としているのだから、「市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」はいらないと思う。
- ・検証としては、「市民と一緒にまちづくりの活動に取り組む」ことが出来ているか否かが一つのポイントになる。
- ・「自ら立案し」の「自ら」が個人か議会かが分かりにくい。
- ・「提案する」とは、執行部の提案に対して提案することも意味しているのか分かりにくい。
- ・「自ら」には、議員個人、委員会、議会も含むものと理解する。
- ・「自ら」の文言は削除しても良いと思う。
- ・「執行部の提案に対して提案する」については、修正案の提案という解釈でよいと思う。したがって、「提案する」には、「執行部の提案に対して提案する」つまり「修正案」も含まれるものと理解できる。

結果

- ・3 条文を改正する。
- ・「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を立案し、又は質問等を行うことで執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」
- ・議論の中での意見を確認（上野議長の意見）
「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために一般質問、決議、請願等を通して、執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」
- ・議論の中での意見を確認（堀田委員の意見）
「議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を立案し、又は質問を行うことで執行機関に提案するものとする。」

第3項

「議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について事実に基づいてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。」

意見

- ・インターネットでの議会中継や議事録も議会の情報公開の取組と捉えてよいのか。

- ・他市でも、情報公開には、ネット中継や政務活動費の公開も含まれると解釈しており、本市議会でも既に取り組んでいることである。ただ、その経緯理由までという点、現状で足りているのか疑問である。
- ・「議会だより」には「討論」を掲載している。「討論」は賛否の意見であるので、まさに「経緯、理由等を説明する責任を果たす」ことになると思う。それ以上の具体的で、丁寧な内容は議員各自の責任だと思う。ただし、議員個人の責任における情報公開も、議会の意見と齟齬があってはならないことから、その点については、例えば、「事実でない経緯等を書いてはならない」といった規定が必要である。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

要検討（上野議長）

- ・議員個人の情報公開において、「事実でない経緯等を書いてはならない」といった規定が必要である。
- ・全条文の検証後に検討した結果、条文中に「事実に基づいて」を加えることとした。
- 3 条文を改正する。ことに変更した。

第4項

「議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる湖南省議会会議規則(平成 24 年湖南省議会規則第 1 号)、湖南省議会委員会条例(平成 16 年湖南省条例第 197 号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。」

意見

- ・特に意見はなし。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第5項

「議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。」

意見

- ・傍聴人数の記録はあるのか（事務局→傍聴人数及びネット中継市長件数の記録はある。）
そういった記録をフィードバックすることにより議員の注意喚起につながるのでは。
- ・子ども連れで利用できる傍聴席があればよい。
- ・ネット中継の視聴者も傍聴人と捉えてよいと思う。（事務局→ここにいう傍聴は、実際に傍聴席で傍聴されることをさす。）
- ・傍聴とは、「湖南省議会傍聴規則」に規定されているように、本会議場の傍聴席で、傍聴の手続きをしての傍聴を意味している。
- ・第5項の「市民の傍聴の意欲」の傍聴は、インターネット視聴も含めてよいと思う。
- ・インターネット録画中継の視聴件数は把握しているのか？（事務局→把握している。）
- ・「傍聴の意欲を高める」とあるが、現状では議場での傍聴に努めるのは厳しいと思うので、「傍聴の意欲を高めるような」ではなく、「議会に関心を持ってもらえるような」に改正

した方が良いのでは。

- ・「傍聴」ではなく「傍聴・視聴」としてはどうか。さらに、「議会に興味を持って頂く」ことも大事だと思う。
- ・「傍聴」とは「会議や裁判など議論を傍らで聞く」ことなので、インターネット視聴は別であり、「傍聴」と一緒にはできない。
- ・第5項は、「議会に関心を持ってもらう」と捉えれば意味に広がりを持つものでは。議会だよりの「広告刷りのような見出し」も、見やすくしたり、関心を持ってもらったするための取組だと思うし、動画配信などでのアピールするのも含まれると思う。
- ・「傍聴」と言うよりは「関心を持つような議会運営に努める。」ということが重要であるので、変更の必要はないと考える。
- ・条例制定当時と比較してネット環境が大きく変わっているので、その点の考慮が必要。
- ・議会運営において、「市民の傍聴の意欲を高める」との傍聴の位置づけには疑問がある。
- ・「市民に関心を持ってもらえる議会運営」に重点を置くなら、「傍聴」にこだわる必要はない。

結果

- ・3 条文を改正する。
- ・「議会は、市民の関心を高めるような議会運営に努めるものとする。」

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を図らなければならない。

2 議員は、市政の課題全般についての市民の意見を的確に把握するとともに、不断の自己研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、個別及び地域別等の市民の意見を把握して、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。

4 政務活動費については、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例(平成16年湖南省条例第5号)に定めるものとする。

第1項

「議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を図らなければならない。」

意見

- ・「自由な討議の推進」については、条例第11条「討論による合意形成」に出てくるので、その際に議論する。

結果

- ・未決定
- ・全条文の検証後に確認した。
 - 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。と結論付けた。

第2項

「議員は、市政の課題全般についての市民の意見を的確に把握するとともに、不断の自己研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。」

意見

- ・「不断の自己研さん」とは、平素の調査活動、研修活動や、閉会中の調査や勉強会等による取り組みであり、それによって「市政の課題全般についての市民の意見を的確に把握する」については実績を上げていけばよいと思う。また、改選後の新人議員に対する議会運営の研修も「自己研さん」に含めるべき。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第3項

「議員は、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。」

意見

- ・他市では、「議会の構成員として市民全体の福祉の向上を目指し活動すること」、「市政全般について、個別及び地域別等の市民の意見を把握するとともに、みずからの資質を高めるために、常に研さんを行い、真に市民の代表としてふさわしい活動すること」、「市民全体の福祉の向上をめざすこと」等となっており、本市条文の「一部団体及び地域の代表にとらわれず」との記載はない。
- ・「一部団体及び地域の代表にとらわれず、」の部分で、「個別及び地域別等の市民の意見を把握して、…」に改正することに賛成する。
- ・第2項と第3項の違いが明確でない。

結果

- ・ 3 条文を改正する。
- ・「議員は、個別及び地域別等の市民の意見を把握して、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。」

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第1項

「議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。」

第2項

「会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。」

第3項

「会派は政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。」

意見

- ・「湖南省議会会派及び会派代表者会議規程」に、会派は2人以上で結成との規定がある。
- ・条例第2項の規定は、「湖南省議会会派及び会派代表者会議規程」には無く、会派結成届等にも記載する箇所はない。
- ・第1項で「会派を結成できる」、言い換えれば「会派を結成しなくてもよい」との規定であるのに対し、第3項では「会派間での調整や合意形成」という重要な規定となっており、矛盾を感じるし、「会派は2名以上」との規定にも矛盾を感じるが、条例はこのままでよいと思う。しかし、会派結成を1名で認めるとか、会派に所属しない議員への配慮が必要だと思う。
- ・第1項の「会派を結成することができる」と、第3項の「合意形成」の規定には、矛盾はないと思う。
- ・旧町時代は会派制ではなかった。合併時は、会派制ありきの議論で、「2名以上、3名以上」の議論が主であり、最終的に「2名以上」で決定し現在に至っている。
- ・湖南省議会は、「会派制」を取ったうえで、「会派は2名以上」と規定したことによって「1人会派」は存在しなくなったのでは。
- ・1人会派を認めている議会もあるが、「会派」とは、「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する」ものである以上、1人で成立するのか疑問である。
- ・第1項～第3項は問題ないと思う。
- ・「湖南省議会会派及び会派代表者会議規程」に、「会派は2人以上で結成」との規定があるので、条例に同様の規定は必要ないと思う。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会等を開催するように努めるものとする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、審議に必要な場合は提出者の意見を聴くものとする。

5 議会は、市民、市民団体及び NPO 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

第1項

「議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。」

意見

- ・「議会活動に関する情報」とあるが、第18条の「議会広報の充実には、「市政に係る重要な情報」とあり、表現の仕方が違うがどうか。
- ・議会広報とホームページ、本会議のネット中継でその説明責任を果たしている。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第2項

「議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会等を開催するように努めるものとする。」

意見

- ・市民が議会の活動に参加できるような懇談会等とは具体的には何か？
(委員長) → 議会報告会が該当するのでは、他には思い当たらない。
- ・現状の全員協議会は公開していないが、条例には「特別委員会等」とあることから、常任委員会、特別委員会以外の会議、いわゆる会議規則に定めている「その他の協議の場」である全協、会派代表者会議等も含まれると解釈できる。
- ・公務として開かれている会議は基本的に公開だが、視察など公開が難しいものについては事後報告でよい。また会議は非公表であっても、議論の結果を公表するのも一方法である。非公表にあたる事案が思い当たらず、公開で差し支えないと思うが、やむを得ず非公表で進めざるをえないものがあれば非公表も選択肢となる。
ただ、会派代表者会議等の場合であれば、議員の公務という形ではなく、例えば議員が任意に集まって行っている会議という形にすれば傍聴という形にしなくてもよいと思う。

(委員長) → 会派代表者会議は任意の会議ではない。

会議規則に「その他の協議の場」として、全員協議会、会派代表者会議、議員会協議会などが公の会議として位置づけられている。

会派代表者会議の所管事項は会派代表者会規定に規定されており、議会人事もその一つである。

議員全員協議会は、議員全員で協議・確認・報告の場である。先の全協で協議した「議員の問題行動」などは、その問題行動自体が確定したものでもない中で議論が公開になじむのか議論が必要である。

「特別委員会等」の規定の「等」には、全協や会派代表者会議などの「その他の協議の場」が含まれると解釈すべきである。そうすると、「等」に含まれる会議も公開すべきということになる。

特別委員会、常任委員会を秘密会にすると決すれば、傍聴は無く、事後公表も無く、公開は一切ないことになる。

秘密会にして公開をしないことは可能だが、過去の事例は多くはない。

例えば、会派代表者会議での議会人事について、決定に至るまでの協議が公開に馴染むのか議論が必要である。

全協等を、常任委員会等に倣って秘密会にした過去の例はないと思う。

また、今まで全員協議会とか代表者会議の傍聴希望もなかったし、あまり傍聴になじむ会議ではないのではと思う。

公開のもとになる条文なのでしっかり議論していただきたい。

- ・ 例えば、議会報告会で団体を選ぶ際の認定のときの内容を公開した場合に、その選定に対して不満が出る恐れがある。市の入札においても細かな内容まで公開されていない中で、議会が一人全て公開するのは馴染まない。

全国の議会が同じ考えのもと、一言一句に至るまで公表してないのはそういうことだ。

会派代表者会議の人事を公開した場合に、当事者の議員よりも先に市民が知ることになるという、知る順番の話にもなる。

以上の理由により、すべてのことを公表するというような規定は設けるべきではない。

- ・ 「常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに」とあるので、臨時的に非公開にすることも可能になると思う。また、その他の会議については、逆に公開と非公開を記載すれば良いと思う。

(委員長) → 会議規則の第 166 条に「協議または調整を行うための場」として別表で、議員全員協議会、会派代表者会議、委員長会議、総務常任委員会協議会、福祉教育常任委員会協議会、産業経済常任委員会協議会、予算常任委員会協議会、決算常任委員会協議会、議会広報委員会、議会災害対策会議が位置付けられており、「等」には、それらの会議がすべて含まれると解釈すべきだと思う。

- ・ 議会とは原則公開するとの部分を限定させるべきで、「公開」が会派代表者会議や委員長会議等には及ばないようにする方が、混乱を招かないし、現状追認、公明正大であると思うので、「等」を消してはどうか。

(委員長) → 理想を追求すれば全て公開とした方が市民目線では良いと思うが、そうした場合に、現場で不具合が生じないのかとの観点も必要であり、非常に難しい

問題である。

「等を外して、会議を限定した方がいい」との意見は、現場のことを考えると、尤もな話であるが、「等」を外して公開する会議体を限定するということは、透明性からすると後退したように受け取られるため、しっかりした説明責任が伴う。

他の項目は、「そのままが良い」との意見が多かった。実践できるように努力することが重要である。

結果

- ・全てを公開する規定は設けるべきではない。
- ・「原則公開」としているので、臨時的な非公開は可能である。
- ・「等」に含まれる会議は公開、非公開を決めればよい。
- ・「公開」が会派代表者会議や委員長会議等には及ばないようにする方が、混乱を招かず、現状追認、公明正大であると思うので、「等」を消してはどうか。
- ・「等」を外して公開する会議体を限定するのは、透明性からすると後退したように受け取られるので、しっかりした説明責任が伴う。
- ・市民目線からすれば全て公開にした方が良いが、現場で不具合が生じないのかの観点も必要である。

以上の意見を基に要検討

- ・全条文の検証後に再検討した結果、
「特別委員会等」の「等」は残して、「協議等の場」の会議の公開については先例申し合わせ集で規定することとした。
- 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。と結論付けた。

第3項

「議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。」

意見

- ・常任委員会、特別委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的、政策的識見を反映とあるが、今までに取り入れたことはあるのか？
(委員長) → 請願の意見陳述の時に参考人制度を活用しているのでは。公聴会制度の活用は一度もないと思う。
- ・法律的なことや政策形成に関係するようなことなど、専門性の高い方を参考人に招致することも必要だと思う。
(委員長) → 第19条に「専門的知見の活用」があるので、そこで議論する。
5条第3項の参考人制度は、請願の意見陳述には活用できていが、委員会の閉会中の調査等では活用はしていないし、報酬等の公聴会制度も過去にはしていない。今後、条例に従って活用していくということが大事
- ・「市民の専門的又は政策的識見等」というのは、「誰の意見でも取り入れる」のか、「限定した人の意見を取り入れる」のかという解釈による。
- ・参考人制度、公聴会制度については、請願の意見陳述においては活用できているが、委

員会の閉会中の調査等での活用はできていない。今後の取り組みが必要である

- ・ 湖南市議会の議会報告会は、「意見交換」か「説明責任」か、何れの位置づけなのか？
(委員長) → 当初は報告会の部分もあったが、後半意見交換の場となっている。
- ・ 2 項は「懇談会を開く」、4 項は「請願などに関して提出者の意見を聞く」、5 項は「意見交換会を開く」と書かれており、3 項は「専門的な意見を参考人とや公聴会を使って取り入れる」とあり、何れも市民の声をいかにして取り入れるかという手段が掛けられているので、3 項の文言はこのままでよい。

ただ、実態としては、必ずしも全てを実践しないといけないのかという問題もあるが、議会運営の実態を条項に合わせて取り組むことが大切である。

(委員長) → 条文の内容と実態が余りにも乖離しているのであれば、実践している部分を変えていくのも 1 つ、条例の規定に手を加えるというのも 1 つであるから、そのあたりの議論が必要。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
今後、参考人制度、公聴会制度を活用するように努める。(予算計上もポイント)

第4項

「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、審議に必要な場合は提出者の意見を聴くものとする。」

意見

- ・ 請願に至らない陳情は結構あるが、条項からすれば、陳情も請願と同じ扱いになる。しかし、現状は「全議員に配布」の場合もあるが、「議長において聞き置く」ことが多いのが実態である。条文との乖離については議論が必要である。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
陳情の取扱いについては要検討
- ・ 全条文を検証した結果、「陳情の取扱いについて」は、先例申し合わせ集で規定していることから、検討の必要なしと結論付けた。
 - 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。と結論付けた。

第5項

「議会は、市民、市民団体及び NPO 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。」

意見

- ・ 議会報告会の 1 つのパターンとして、市内の各種団体の皆さんと意見交換をしている。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(市民との意見交換会)

第6条 議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換するものとする。

2 市民との意見交換会に関することは、別に定める。

第1項

「議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換する議会報告会を行うものとする。」

第2項

「議会報告会に関することは、別に定める。」

意見

- ・現在は、報告会と言っても、報告はせずに意見交換を行っているので、議会報告会という名前が適しているのか議論が必要だ。
- ・議会報告会の後に「や懇談会」を追記すればよい。(議会報告会等)
- ・議会報告会の所管についてはどう思うか？
- ・議会基本条例では「自由に意見を交換する場」とあり、「報告会」なのか、「自由に意見を交換する場」なのかが分かりにくいので、名前を、「報告会」ではなく「懇談会」に変えてもいいと思う。

議会広報委員会が広聴も兼ねて、「広報広聴委員会」とし、議会報告会も所管する方向へシフトすべきでは。

- ・長浜市議会の基本条例は、「議会報告会」ではなく「市民との意見交換等」としている。(事務局からの参考例)
- ・広報委員長として講習を受けた際に、広報委員会としては広聴の分野が占める部分が大きいと言われている。広報広聴委員会として広聴の方法等も協議出来たらよいと思うが、現在委員数が5名であるので、1～2名の増員が必要だと思う。
- ・広聴を第6条に集約するか、もしくは、広報の条項に集約するかしたほうが良い。
- ・「議会報告会」ではなく、先の長浜市の例のように、「市民との意見交換」の方が、よりわかりやすい。

「議会報告会」というと、報告が先にあるべしみたいなイメージで捉えてしまいがち。

結果

(市民との意見交換会) 第6条

第1項

「議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換するものとする。」

第2項

「市民との意見交換会に関することは、別に定める。」

- ・ただし、修正して第6条を活かすのか、それとも第18条「議会広報の充実」で広聴と合体するなどの方法については最後に協議する。
- ・「議会広報委員会」を「議会広報広聴委員会」に名称変更する事や、当該委員会の所管事

項に議会報告会を加えることについて、議会運営委員会で協議して頂くよう進言する。

- ・全条文の検証後に再協議した結果、改正事項を確認した。

3 条文を改正する。と結論付けた。

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

第7条 議会審議において、議員と市長等執行機関は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会の代表質問及び一般質問は、一括方式、分割方式又は一問一答方式のいずれかの方法で行い、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努める。

3 市長等執行機関は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して、反問することができる。

4 議長は、市長による専決処分を最小限にとどめるべく、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づく議会招集の請求を積極的に行うよう努めるものとする。

5 議会は閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

第1項

「議会審議において、議員と市長等執行機関は、緊張感の保持に努めなければならない。」

意見

- ・特になし

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第2項

「議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。」

意見

(委員長) → 他議会では質疑も一問一答で行っているところがある。

本市議会の一般質問は、先例申し合わせ集で、一括方式、分割方式、一問一答方式の3つを決めており、そのうち、一問一答だけを基本条例で規定している。

- ・第7条「緊張感の保持」に「一問一答」が規定されているが、一問一答があたかも緊張感の保持を助長するかのようになっているのは、今の世代からすれば少し違うと思う。緊張感の保持は、一問一答に限られるものではなく、一般質問の全てに係るものであるため、「論点及び争点を明確にするよう努める」

(委員長) → 質問の方法は先例申し合わせで決めている。

今となっては、必要あるのかというのはある。

結果

- ・「議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努める。」
→要検討
- ・上記の修正をするならば、「一般質問は」の後に、「一括方式、分割方式又は一問一答方式のいずれかの方法で行い、」を追記→要検討
- ・全条文の検証後に再検討した結果、要検討としていた通りの条文改正を確認した。
3 条文を改正する。と結論付けた。

第3項

「市長等執行機関は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して、反問することができる。」

意見

- ・「反問することができる」というのは、どういった場で適応されるのか？
実施していないのであれば、実態に合わせて削除するのもよし。
(委員長) →生田市長の、聞き返すような発言が、反問と紛らわしいので、議長が「反問するなら、反問しますと明確に姿勢を示してください」との指摘をしているのであって、制止している訳ではない。
基本条例では、「議長又は委員長の許可」となっており、反問権は本会議、委員会ともに行えるが、先例申し合わせ集は、本会議の規定だけで、委員会の規定がないため、見直しが必要である。

結果

- ・委員会における反問権の運用については、先例申し合わせ集において見直しを検討する。

第4項

「議長は、市長による専決処分を最小限にとどめるべく、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づく議会招集の請求を積極的に行うよう努めるものとする。」

意見

- ・特になし

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第5項

「議会は閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。」

意見

- ・特になし

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第8条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較・検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 政策実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

第1項

「議会は、市長が提案する計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較・検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 政策実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用」

意見

- ・(委員長) →例えば、定例会の前に事前に、議会から「こういう部分については、丁寧に説明をしてください」という申し入れ書を送る。

「政策の背景、経緯、比較検討、市民参加、総合政策との整合性、財源、効果と費用」について、「説明に努めるよう求める」ということなので、提案説明の際には、これらの内容を含んだ説明に努めることを、毎回、事前に申し入れる。

(年度初めに、これらの説明を含み、漏れない説明に努めるよう求める。)

結果

- ・定例会前に、議会から「こういう部分については、丁寧に説明をしてください」と申し入れる。→要検討
- ・全条文の検証後に、再検討した結果、条例を実践するため、議長は、提案予定の計画、政策、施策及び事業等について、毎3月定例会に、湖南市議会基本条例第8条第1項第1号から第7号について、資料を提示して説明に努めるよう市長に対して申し入れるものとする。なお、提案予定の計画、政策、施策及び事業等については、3月定例会後の各定

例会においても確認するものとする」と決定した。

2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。と結論付けた。

第2項

「議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。」

意見

- ・2項の「執行後における政策評価に資する審議に努める。」の政策評価とは事業評価になるのかなと思うが、それが次年度予算に活かされているのか。

(委員長) → 予算審査の中で、事業評価に対する回答書を資料として審査しており、事業評価を次年度予算に活かす取り組みは実践している。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

2 議会は、市長が執行した事業等の評価を行わなければならない。また、その評価を次年度以降の予算に、十分反映させるよう求めなければならない。

第1項

「議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。」

意見

- ・この条文通りで、問題ない
- ・予算・決算委員会等の説明資料で、もう少し丁寧な説明が必要
- ・年度初めに、執行部に対し予算及び決算議案の丁寧な説明資料の作成を求める。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・全条文の検証後に、再検討した結果、毎3月定例会に、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう申し入れるものとすることを確認した。
- 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。と結論付けた。

第2項

「議会は、市長が執行した事業等の評価を行わなければならない。また、その評価を次年

度以降の予算に、十分反映させるよう求めなければならない。」

意見

- ・決算常任委員会で事業評価を実施し、次年度予算に反映させるべく評価結果を執行部に提示している。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 10 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が 5 年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの
 - ア 都市計画及び上下水道等に関する計画
 - イ 社会福祉、医療及び介護に関する計画
 - ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画
 - エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画
 - オ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画
 - カ 教育に関する計画
 - キ 特に議会が必要と認める計画
- (3) 市が他の公共団体等と結ぶ提携又は協定

第 1 項

「法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が 5 年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの
 - ア 都市計画及び上下水道等に関する計画
 - イ 社会福祉、医療及び介護に関する計画
 - ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画

エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画

オ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画

カ 教育に関する計画

(3) 市が他の公共団体等と結ぶ提携又は協定

意見

- ・総合計画に基づく各種計画の構成図を作成し、条項の計画と具体計画の掌握に努める。
- ・条文に規定されている計画以外に「議会が必要と認める計画」を入れるべきでは。
- ・議決の計画如何を問わず、議会に対してはタイムリーな説明が必要
(「教育に関する計画」の修正前に存在していた条文である。修正理由を含め事務局において調査する。)

結果

- ・上記意見に基づき、一部修正について検討する。
- ・全条文の検証後に、再検討した結果、湖南省議会基本条例第10条に議決事件として規定している「計画、指針その他これらに類するものに関する事」及び「提携又は協定」については、議決を必要としない計画等も含め、その全体構成図を作成し議会に提出することを求める。

第10条第1項第2号の、「カ」の次に、「キ 特に議会が必要と認める計画」を加える。

(先例申し合わせ集5-16「議会基本条例第10条に基づく議決事件」として具体的な計画等が記載されているが、全体構成図を基に精査する必要がある。また、「新たに策定される計画等については、議会基本条例第10条の規定事項であれば、議決事件とするか議会運営委員会で協議する」や「新たに策定する時のみではなく、変更、廃止も議決事件とする」との記載もあり、条例との関連についても精査する必要があるので、議会運営委員会で協議願いたい。)

2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。と結論付けた。

~~第5章 討論の拡大~~

~~(討論による合意形成)~~

~~第11条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の公平で自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。~~ → 第3条第1項と同内容

~~2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。~~ → 第5条第1項と同内容

~~3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。~~ → 第2条第2項と同内容

第1項

「議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の公平で自由な

討議を中心とした運営に努めるものとする。」

意見

- ・ 条例では、「議会は討論の場」、「議長は討議を中心とした運営に努める」と規定しているが、本会議での自由討議は1度も無く、その運用手順も決めておらず、「討議を中心とした運営」は実践できていない。(会議規則で規定して委員会の運用は実施している。)
- ・ 条例と実践に乖離が見られるので、改善が必要である。
- ・ 本会議で自由討議を行っている先進地研修を実施すべき。

結果

- ・ 条例と実践の乖離を改善 (本会議での自由討議をどうするのか)
- ・ 先進地研修の実施
- ・ 全条文の検証後に再検討した結果、第1項は第3条第1項と同内容のため、当該条項は削除する。
3 条文を改正する。に結論付けた。

第2項

「議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。」

意見

- ・ 「討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努める」ことについては実践できておらず、条例と乖離しているので改善が必要である。

結果

- ・ 「討論による合意形成」の実践を検討する。
- ・ 全条文の検証後に再検討した結果、第2項は第5条第1項と同内容のため、当該条項は削除する。
3 条文を改正する。に結論付けた。

第3項

「議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。」

意見

- ・ 新設の条例提案などはしていない。
- ・ 条例提案などの研修を実施する。
- ・ 例えば、まず、条例提案を行うことを決めてから取り組むなどの手法を実践しないと現実にはなかなか取り組めないのでは。
- ・ 成果を上げるための条例づくりは疑問である。意見書は時々提出しているし、その際に討議も行っていると理解している。
- ・ 条例提案については、提案に対する戸惑いや不安、また提案の方法など、分からない部分が多いので、まず取り組むことが大切だ。

結果

- ・政策、条例、意見書等の提出については、その取り組みについて検討する。
(条例を活かすための取組の検討)
- ・全条文の検証後に再検討した結果、第3項は第2条第2項と同内容のため、当該条項は削除する。
3 条文を改正する。に結論付けた。
- ・第5章は第11条のみであるため、第11条の削除に伴い、第5章は削除する。

~~第6章 委員会の活動~~ → 第2条第6項を新設して移行する

~~(委員会の運営)~~

~~第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。~~

~~2 委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。~~

~~3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。~~

第1項

「委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。」

意見

- ・特になし

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・全条文の検証後に再検討した結果、第1項は削除し、当該条項は第2条第6項第1号として移行する。
3 条文を改正する。に結論付けた。

第2項

「委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。」

意見

- ・今回の議会報告会（中学生サミット）の開催後のチャレンジシステムの活用が本条項の実践である。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・全条文の検証後に再検討した結果、第2項は削除し、当該条項は第2条第6項第2号として移行する。

3 条文を改正する。に結論付けた。

第3項

「委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。」

意見

- ・「懇談会」は議会報告会が該当するのでは。
- ・「市民の要請に応じ」での懇談会なので、議会報告会とは異なるのでは。
- ・「市民の要請」がある場合を想定した懇談会として規定を残すべきで、議会報告会とは別と解釈すべきである。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・全条文の検証後に再検討した結果、第3項は削除し、当該条項は第2条第6項第3号として移行する。
- ・第6章第12条は削除する。
3 条文を改正する。に結論付けた。

~~第7章 政務活動費 → 第3条第4項と同内容~~

~~(政務活動費)~~

~~第13条 政務活動費については、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例(平成16年湖南省条例第5号)に定めるものとする。~~

~~2 議員は、政策立案及び調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする~~

第1項

「政務活動費については、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例(平成16年湖南省条例第5号)に定めるものとする。」

意見

- ・特に意見はなし。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・全条文の検証後に再検討した結果、第1項は第3条第4項と同内容のため削除する。

第2項

「議員は、政策立案及び調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。」

意見

- ・「議員は」で始まっているが、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例では、「湖南省

議会の会派または湖南省議会議員の職にあるもの」で始まっており、この部分が異なる。

- ・「政策立案及び」とあるが条例には無い。
- ・「証拠書類の公開」、「使途の透明性」とあるが、条例の第9条、第10条で規程している。
- ・第2項は、政務活動費の交付に関する条例に、全部、規定があるので無くてもいいのでは。

結果

- ・政務活動費の交付に関する条例に規定しており、内容が重複するため、第13条第2項は削除する。
- ・3 条文を改正する

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会及び議員は、市民の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究し、その結果を市民に公表、報告することに努めなければならない。

第1項

「議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。」

意見

- ・特になし・

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第2項

「議会及び議員は、市民の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究し、その結果を市民に公表、報告することに努めなければならない。」

意見

- ・「その結果を市民に公表、報告することに努めなければならない」とあるが、研修報告書等を含め議会だよりやホームページで報告している。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第1項

「議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。」

意見

- ・議員側から言えば、「充実強化に努めてください」と言うしかないのでは。
- ・予算ヒアリングで、議会の顧問弁護士の予算要求をしており、現在は保留となっている。
(議会事務局)
- ・四日市市議会では実施されている。(議会事務局)
- ・議会の顧問弁護士がないと、ハラスメントの相談窓口が無いことになる。
- ・顧問弁護士の設置を強く求めたい。
- ・議会運営については、大津市議会局や県内他市の議会事務局に聞いている。先進的な事例については県議会事務局にも聞く。また議会運営については、全国市議会議長会事務局に聞いている。(議会事務局)
- ・顧問弁護士については、全国市議会議長会の事例も調査すべきである。実現して欲しい。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(予算の確保)

第16条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第1項

「議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。」

意見

- ・予算とあるが、人事も含まれると思う。議会運営に関しては、正規職員が必要だと感じている。
- ・会津若松市の基本条例に全く同じ条文があり、策定時の参考にしたと思う。
- ・他に参考にしたと思われる京丹後市と伊賀市には無い。
- ・削除も含めて保留にし、最後のまとめで検証してはどうか。
- ・この条文が無くても差し支えないのでは。
- ・予算要求の根拠になるのであった方が良いのでは。

結果

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(議会図書室)

第 17 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議員は、議会図書室の活用にあつめるものとする。

第 1 項

「議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。」

意見

- ・議会図書室は、第 4 委員会室の奥にあるが、実質は倉庫の状況。(議会事務局)
- ・古い図書は、事務局判断で廃棄して、一応整理はしているが、古い図書ばかりの状況であり、もう少し整理が必要だと感じている。(議会事務局)
- ・議会図書室は、甲西図書館の司書が兼務しており、資料探しに利用したことがある。
- ・議会図書室は存続する必要があると思う。
- ・図書館の司書を使って、資料集めとかに活用すべきだと思う。
- ・議会運営や質問に関する図書を毎年購入している市町もあるので、本市議会でも図書の購入を進めるべきだと思う。
- ・議会図書室の現状はいかななものかなと思う。
- ・毎年ではないが、地方自治法や地方公務員等が改正される都度、参考資料を購入してるが、図書室には配置していない。(議会事務局)
- ・本市議会事務局では、資料取り寄せたり、情報を持っている他市の議会事務局に問い合わせたりという形で対応しており、あまり司書に依頼する事は無い。(議会事務局)
- ・議会図書室は、地方自治法第 100 条第 18 項で、都道府県及び市町村議会に設置することが義務づけられている。(議会事務局)
- ・図書については、毎年、消耗品の中で図書購入費という形で計上している。(議会事務局)
- ・条文はそのままが良い。
- ・図書館の司書を活用することが、司書を育てることにもつながる。
- ・他市議会では、「市町村の要覧」、「質問力で作る政策議会」の他にも、「式辞挨拶の公用実例集」などの実用書もあるので、議員に必要な図書を聞くことも必要である。
- ・議会図書室として見た目からも整備することが大切である。
- ・議員必携など必要不可欠な本は、新人議員に配布している。(議会事務局)
- ・事務局で、少しずつでも図書室の整備に心がけて頂きたい。
- ・議員の声を聞いて、必要な図書の購入に力を入れていただきたい。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第 2 項

「議員は、議会図書室の活用にあつめるものとする。」

意見

- ・特になし。

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(議会広報の充実) → **新たに第 7 条として移行する**

第 18 条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

1 項

「議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。」

意見

- ・ 6 条の「議会報告会」、5 条の「説明責任とか情報公開」とかぶってくる。
- ・ 京丹後市では、「議会広報の充実」に「議会だより」の単語が入っている。(議会事務局)
「議会だよりで定期的に市民に周知するよう努めるものとする」となっている。
- ・ 京丹後市の第 2 項は、ほぼほぼ同じ。(議会事務局)
- ・ 伊賀市の「議会広報の充実」は欲し議会の第 2 項と全く同じ。
- ・ 京丹後市も伊賀市も、第 1 項は、本市と異なり、「各議員の対応を議会交付広報で公表する等」となっている。
- ・ 第 18 条は「議会広報の充実」だが、「市民からの意見要望等を取り上げ」となっており、第 5 条、第 6 条と混同している。
第 5 条、第 6 条の規定の次に、第 18 条の「議会広報の充実」とした方が分かりやすい。

結果

- ・ 3 条文を改正する

第 18 条の第 1 項は、伊賀市と同じく、「議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。」の規定に修正する。

加えて、新たに第 7 条「議会広報の充実」第 1 項に移行する。

第 2 項

「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。」

意見

- ・特になし

結果

- ・ 3 条文を改正する
- ・ 第 2 項の内容に変更はないが、第 1 項と同じく第 7 条第 2 項に移行する。

(専門的知見の活用)

第 19 条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。

第 1 項

「議会は、市の直面する重要課題に対応するため、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。」

意見

- ・「大学等と研究機関との連携」には、取り組みたい。
- ・議会の広報について大学の専門機関と連携している例がある。
- ・どういうことを大学と連携したいのか検討する必要がある。
- ・専門的知見については第 5 条第 3 項にも記載があるので、この点も考慮する必要があるのでは。
- ・内容的には、このままでよいのでは。

結果

- ・ 2 条文に従い、新たな取り組みを検討する。
今後は、大学の研究機関との連携について、事務局において、他市の先進的な取り組みの資料を収集し、それらを参考にして検討を進めていく。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 20 条 議員の政治倫理の規範は、湖南市政治倫理条例(平成 17 年湖南市条例第 29 号)に定めるものとする。

- 2 議員は、市民全体の奉仕者として、その倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範として遵守しなければならない。

第1項

「議員の政治倫理の規範は、湖南省政治倫理条例(平成 17 年湖南省条例第 29 号)に定めるものとする。」

意見

- ・特に意見はなし

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第2項

「議員は、市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。」

意見

- ・ 第1項は、湖南省政治倫理条例に定めるものとなっているが、第2項では、前半から中段辺りまでは、政治倫理条例第4条第1項第1号に書かれている文言と全く同じ内容であり、後段の「責任を正しく認識し」については、政治倫理条例第2条「市長等及び議員の責務」で、「自ら役割と責務を深く自覚し」と規定している。

また、最後の「使命の達成に努めなければならない」は、政治倫理条例第2条で、「自ら研鑽に励むとともに、良心に従い責任ある政治活動に努めなければならない」と規定されていることから、基本条例第2項の内容は、政治倫理条例の内容とほぼ同じである。

- ・ 第2項は、すでに政治倫理条例と重複するので記載の必要はなく、削除した方が良い。
- ・ 政治倫理条例と重複する箇所の一部だけを規定する意義があるのならいざ知らず、ないのであれば削除してもよい。
- ・ わざわざ規定しているのは、それだけ重要という事だと思うので、削除せずこのままでよいのでは。
- ・ 政治倫理条例は平成 17 年制定、議会基本条例は平成 24 年制定。
- ・ 同一の事柄を違う法律で規定するという点については非常に危惧している。
- ・ 湖南省が参考にしたであろうと思われる、京丹後市議会の場合の政治倫理については、「議員の政治倫理は別に条例で定める。なお、議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範として遵守しなければならない」

伊賀市議会の場合は、「議員は伊賀市議会議員政治倫理条例を規範とし、遵守しなければならない」

会津若松市議会は、「議員は高い倫理的義務を課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例を遵守し、審議の保持に努めなければならない」

に加えて、政治条例の重要な部分ということで、それを拾い出して第2項にしているのでは。

- ・ 条例で定めるとしながら、詳しく書いているケースが結構あるので精査が必要。

- ・第2項を書くとしても、もう少し簡単にしてはどうか。
- ・第2項を減らして、1項に「ちゃんとやりましょうね」という文を増やしてはどうか。
- ・第2項を削除して、他市の条例を参考にした文章を例示する。

結果

- ・3 条文を改正する
第2項を削除して、他市の条例を参考にした文章を例示する。
- ・全条文の検証後に再検討した結果、第2項の内、湖南省政治倫理条例に規定している部分については削除し、京丹後市の政治倫理条例を参考として改正した。
- 3 条文を改正する。と結論付けた。

(議員定数及び議員報酬)

- 第21条 議員定数は、湖南省議会議員定数条例(平成19年湖南省条例第20号。以下「議員定数条例」という。)に定めるものとし、議員報酬は、湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年湖南省条例第47号。以下「議員報酬等条例」という。)に定めるものとする。
- 2 議員定数条例又は議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。
- 3 議員定数条例又は議員報酬等条例の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を及び議会の健全な運営について十分に考慮するとともに、議長が定める方法により、類似団体や市民の客観的な意見を参考にして決定するとともに、明確な改正理由を説明しなければならない。

第1項

「議員定数は、湖南省議会議員定数条例(平成19年湖南省条例第20号。以下「議員定数条例」という。)に定めるものとする。」

意見

- ・第21条は議員定数条例、そして第22条は、議員報酬条例に定めている。

結果

- ・3 条文を改正する
 第1項に第22条第1項を加えた内容とする。

第2項

「議員定数条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。」

意見

- ・市長及び市民の直接請求での提案に加え、委員会もしくは議員が提案できる。

結果

- ・3 条文を改正する

第2項に第22条第2項を加えた内容とする。

第3項

「議員定数条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。」

意見

- ・委員会、議員が提案する場合には、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の意見を把握しなさい。
- ・第21条と第22条は1つにすべき。

結果

- ・3 条文を改正する
第3項に第22条第3項を加えた内容とし、一部の条文を改正する。
- ・見出しに第22条の見出しを加える。

~~（議員報酬）~~

~~第22条 議員報酬は、湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湖南省条例第47号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるものとする。~~

~~2 議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があつた場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。~~

~~3 議員報酬等条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。~~

第1項

「議員報酬は、湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湖南省条例第47号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるものとする。」

意見

- ・第21条は議員定数条例、そして第22条は、議員報酬条例に定めている。

結果

- ・3 条文を改正する
第21条に集約するため当該条文は削除する。

第2項

「議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があつた場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。」

意見

- ・市長及び市民の直接請求での提案に加え、委員会もしくは議員が提案できる。

結果

- ・ 3 条文を改正する
第 21 条に集約するため当該条文は削除する。

第 3 項

「議員報酬等条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。」

意見

- ・ 委員会、議員が提案する場合には、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の意見を把握しなさいといわれている。
- ・ 第 21 条と第 22 条は 1 つにすべき。(各条の第 2 項と第 3 項は同一)
- ・ 基本条例制定後に議発等の提案はしていない。
- ・ 他市議会では、公聴会制度を利用せずに議発提案しているところもある。
- ・ 議員手当は？他市議会では見うけられる。本市議会で導入するのであれば、議員報酬条例と議会基本条例をセットで提案すべきでは。ただ、予算が伴うので、現実には、市長提案が望ましいのでは。
- ・ 定数・報酬については、基本条例を制定するまでに、議会改革推進特別委員会で 1 年ほど協議している。その後、議員の身分に関する協議を経て、最終的には特別委員会を設置して協議している。その中では、「議員の報酬等は専業としての生活給を基本とし、類似団体を参考としながら」との案もあった。そういった議論を経て、平成 25 年の改正に至っている。
- ・ 平成 25 年は、定数と報酬をセットで市長提案しているが、それまでの定数は全て議発で行っている。報酬の議発は一度もない。
- ・ 「議員報酬の改正にあたっては議員が提案する場合は、議長が定める方法により、市民の客観的な意見を参考にして決定するものとする」
定数は、「いろんな市民の意見を聞いたり、事例を参考にして決定するものとする」と、簡潔な書き方が良いのでは。(東近江市を参考)
- ・ 第 1 項は、「八王子市の市議会議員定数条例に定めるところによる」だが、第 2 項は、「議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で、決定するものとする」となっている。
- ・ 湖南市の場合は、市民の意向を得る方法として、参考人制度と公聴会制度を明確に規定して縛られてしまっており、他の方法による市民の意向調査ができないのは課題である。
- ・ 改正理由を明確にするうえからも、条例の規定に、その根拠となるものを示す方が良い。
例えば、人口や類似団体など。

結果

- ・ 3 条文を改正する
保留する。
基本条例検証後に、議員定数及び報酬の議論を行うので、それと併せて協議する。

(東近江市など最近に条例改正された市議会を参考資料とする。)
第 21 条に集約するため当該条文は削除する。

第 10 章 最高規範性と継続的な検討

(最高規範性)

第 23 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例と整合を図るものとする。

2 議長は、この条例の理念を浸透させるため、初めて当選した議員に対し、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、議会運営や政務活動費などの必要事項とともにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第 1 項

「この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例と整合を図るものとする。」

意見

- ・特に意見はなし

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

第 2 項

「議会は、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。」

意見

- ・十分とは言えない。
- ・レクチャーしていくような場所、機会は、あった方がいい。
- ・「議会は、…しなければならない」になっているが全くできてない。
- ・私が議員になったときは、事務局から政務活動費についてレクチャーを受けた。その同じタイミングで行うと良いのでは（川波委員）
- ・今回の補選では、澤田議員、曾我部議員に手引きがあることは伝えたが、細かな内容についてのレクチャーはしていない。（議会事務局）
- ・新人議員への研修については何も決まっていない。
- ・私の時は、政務活動費とタブレットの使い方のレクチャーを受けたが、議会運営については全く分からないので研修して欲しいと思った。以前はあったと聞いていた。
基本的な事項のレクチャーはあった方が良い。（副田副委員長）
- ・基本条例の研修であるが、政務活動費、タブレット、議会運営等々、の必要事項とともに基本条例も研修の機会が必要である。
- ・「議会」とあるが、責任を明確にする観点からも「議長」が良いのでは。
- ・実際には、研修をしていないのだから削除するという案もある。

結果

- ・ 3 条文を改正する
主体は議長にし、基本条例のみに関わる研修ではなくもう少し広げた内容の文言を検討する。
- ・ 全条文の検証後に、再検討した結果、「議会」を「議長」に改正し、「研修の対象者」及び「研修内容」を追加する改正を確認した。
- 3 条文を改正する。と結論付けた。

(議会及び議員の責務)

第 24 条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会に関する他の条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

第 1 項

「議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会に関する他の条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。」

意見

- ・ 特に意見はなし

結果

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

(継続的な検討)

第 25 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第 1 項

「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

意見

- ・ 基本条例制定後、その検証を目的に議会改革推進特別委員会が設置されたが、主たる目的が議会報告会や事業評価となってしまう、その検証はされてこなかった。
事業評価は決算常任委員会に、議会報告会も（仮称）広報広聴委員会で検討中であり、今後においては基本条例の検証が行える。
「必要があると認めるときは」を「随時」に改正すべき。
- ・ 特別委員会設置の根拠となるような条文が良いのでは。

- ・常設の委員会なので、特別委員会のままでよいのか疑問である。現在、議会運営委員会において、(仮称) 広聴広報委員会についても協議されているので合わせて協議願えればよい。

結果

- ・ 3 条文を改正する
- ・全条文の検証後に、再検討した結果、「必要があると認めるときは」を「随時」に改正することを確認した。
 - 3 条文を改正する。と結論付けた。

※ 条文等の改正に伴う条ずれについても併せて改正することを確認した。

議会改革推進特別委員会委員以外の議員の意見について
(赤祖父議員)

① 第2条の「議決機関」と書いてあるところを、「議事機関」に変えたらどうか。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条

議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視するものとする。

改正理由

- ・市議会の責務は立法機能や監視機能であり、執行部が決めたことを追従するだけの議決機関だけではない。
- ・憲法第93条で、「地方公共団体には法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置する」と規定されている。

意見

- ・「執行部が決めたことを追従する」のが議会ではない。
- ・議決機関とは、国家、公共団体、株式会社などの団体において意思決定を行う、合議制の機関であり、議事機関と議決機関は地方公共団体において議会を指し同義である。
- ・「議決機関」は、団体等の意思決定機関全般を指すことから、議会のみだけではなく、執行機関に相對する決定機関という意味でも広く解されることから、議決機関の方が適している。
- ・どちらでも問題ない。
- ・「市議会としての意思を決定する議決機関」に対し、「市議会での議決をもとに行政運営を行うのが市長である執行機関」と考えると、議決機関の方が分かりやすい。
- ・他市議会では、「議会は次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない」（東近江市）、「議会は合議制の意思決定機関としての議決責任を認識し、その役割を果たすために次に掲げる原則に基づき活動するものとする」（八王子市）と表記は様々なので、そのままが良いのでは。

結論

- ・1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・全条文の検証後に再検討した結果、
3 条文を改正する。と結論付けた。

- ② 第 10 条の「法第 96 条第 2 項の議決事件」について、当てはまらない計画もあるので、現行に合わせて本条例に明記すべきでは。

(法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 10 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が 5 年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの
 - ア 都市計画及び上下水道等に関する計画
 - イ 社会福祉、医療及び介護に関する計画
 - ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画
 - エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画
 - オ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画
 - カ 教育に関する計画
- (3) 市が他の公共団体等と結ぶ提携又は協定

意見

- ・当てはまらない計画が、具体的に何かわからない。
- ・第 1 項、第 2 号では、特定の計画ではなく、大まかな表現としているので、計画はフォローできているのでは。
- ・個別具体的な計画を記載することは難しく、かえって混乱する。
- ・現状の記載で十分であり、何が抜けているのかわからない。

結論

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・ 全条文を検証後に、再検討した結果、
 - 3 条文を改正する。と結論付けた。

③ 第 11 条には、自由討議についての規定がない。

第 5 章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第 11 条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の公平で自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前 2 項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

意見

- ・「議員相互間の公平で自由な討議を中心とした運営に努める」という規定が、自由討議を規定している。
- ・本会議での、自由討議の運用について問題提起されているのでは。
- ・基本条例で自由討議を規定していることから、本会議で自由討議を行うことは可能であるが、運用が規定していないため、実際に行使された場合には混乱が予想される。本会議での運用について検討すべきである。本会議では運用せず、委員会のみの運用であるなら、実態に沿うように改正すべきである。

結論

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
本会議での運用については要検討
- ・ 全条文を検証後に、再検討した結果、
3 条文を改正する。と結論付けた。

- ④ 第12条の「委員会の運営」で、議会広報に、5人以上の団体で議員との意見交換を希望する団体の募集を掲載してはどうか。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。

意見

- ・「市民の意見を」は、議会報告会で得ているのが現状である。
その議会報告会の取扱いについて、現在、広報委員会を広報広聴委員会に格上げして所管させることを議会運営委員会で協議中である。
その結論を得た上で、所管する委員会において検討すべきである。

結論

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
- ・ 全条文を検証後に、再検討した結果、
3 条文を改正する。と結論付けた。

- ⑤ 議会基本条例に、附属機関を設置できる旨の規定を設けるべきでは。

意見

- ・ ハラスメントの相談窓口については議会運営委員会で協議中であり、すでに議長を通して執行部の方にも一定の提案はしている。
- ・ 参考にされている立川市は、政治倫理審査会の設置を目指した規定である。多くの市議会では議員のみを対象とした政治倫理条例であるが、湖南市の場合は、市長等を含めた政治倫理条例であり、既に、市長の諮問機関として政治倫理審査会は設置済みである。

結論

- ・ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。